

令和4年東郷町教育委員会12月定例会	
日時	令和4年12月23日(金) 午後1時30分 開会 午後2時14分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 石田 守良 委 員 奥谷 美香 委 員 加藤 逸男 委 員 山田 美登
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 田中 秀和 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 渡辺 直秀 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	中根教育長 加藤委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 12月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課) (4) オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について (学校教育課)
議題	議案第52号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 議案第53号 町指定文化財の指定に係る諮問について(生涯学習課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 12 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と加藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	全員異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、12 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と加藤委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>12 月 9 日の校長会では、</p> <p>1 の不祥事防止関係では、(1)から(3)の不祥事を紹介し、先生方をよく見ながら、事例のようなことが起きないように教職員への指導をお願いしました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故、事件については、(1)では自転車の安全運転の指導をお願いしました。(2)、(3)では、授業中、部活での事故を紹介し、事故が起きた時の救急処置、保護者への連絡等は確実にを行うよう指導をお願いしました。</p> <p>3 の新型コロナウイルス感染症関係では、「教育活動の実施等に関するガイドライン」が改訂されましたが、食事中は大声での会話を控えるよう指導をお願いしました。</p> <p>11 月下旬から新規感染者が増え、学級閉鎖、学年閉鎖をする学校がありますので、引き続き基本的な感染防止対策を徹底するようお願いしました。</p> <p>5 のその他では、修学旅行、町行事に参加、見学いただいた学校へお疲れ様でしたと、伝え、(3)では年末年始、お酒を飲む機会や出かける機会が増えるので、飲酒運転、交通事故を起こさないよう、自覚をもって過ごすよう指導しました。</p> <p>以上で教育長の報告を終わります。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第 4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 12 月校長会について</p> <p>11 月から 12 月にかけて、小中学校でコロナウイルス感染者数は、さらに増加している状況です。このような状況下ではありますが、各学校にて、感染症対策をしながら、日々の教育活動に取り組んできました。</p> <p>そして、本日が、2 学期の最終登校日であり、明日からは、約 2 週間の冬</p>

	<p>休みに入ります。</p> <p>児童生徒たちには、冬休み中にも健康管理に気を付けさせることで、3学期もまた、元気に、学校へ顔を出してもらいたいと思います。</p> <p>3人のスクールソーシャルワーカーが、各学校に行き、保護者や児童生徒との相談活動に取り組んできました。どの学校においても、多くの方々から相談を受けており、大活躍しております。</p> <p>冬休み中には、スクールソーシャルワーカーによる電話相談を行います。今年度は、冬休みに入った12月26日(月)と、冬休み最終日の1月5日(木)と、3学期初日の1月6日(金)の3日間、電話相談を実施する予定です。電話相談を実施することによって、冬休み中の保護者や児童生徒の悩みや不安を少しでも解消していければと思います。</p> <p>教職員の11月の在校時間については、80時間超が小学校で0名、中学校で6名でした。100時間超は、小学校で0名、中学校で1名でした。</p> <p>10月の在校時間が、80時間超が小学校で15名、中学校で8名、100時間超が中学校で2名であったことに比べると、11月は、数が減っています。</p> <p>これは、運動会や体育大会、修学旅行や文化祭などの大きな行事が10月で終わった学校が多かったことと、平日の部活動の活動時間が、11月に入って、短くなったことが挙げられます。</p> <p>なお、11月に100時間超の1名につきましては、医師による面談を実施し、健康管理に努めます。</p> <p>12月の報告は、以上です。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料は、1ページからになります。</p> <p>令和4年11月28日から令和4年12月19日までに申請のあった件数は、資料のとおり1件です。</p> <p>過去に許可したものと同様の内容でした。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p> <p>令和4年11月22日から令和4年12月19日までに、認定した件数は5件で、現在の認定者は207件、うち要保護2件、準要保護205件でした。</p> <p>今回、認定した5件は、世帯の収入が少ない家庭が4件、ひとり親世帯が1件でした。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(4) オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願について</p> <p>資料は3ページからになります。</p> <p>去る12月9日に請願提出者が町長を訪問した際に、教育委員会にもお見えになり、オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求めることについて、説明をされました。</p> <p>請願提出者からは、要望、請願どちらにするかと確認されたため、担当職員より、要望請願どちらでも構わないが、受け取るだけになることをお伝えし、同意していただいたうえで請願を提出されたものとなります。</p>

	<p>ご承知おきください。 以上で説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>諸輪小学校で発生した事故についての報告はありませんか。また、スクールソーシャルワーカーの対応について、3名になって良かったと思いますが、どのような内容が増えたのか、把握をしていれば教えてください。あと、3点目で、要保護・準要保護の人数について、各校の児童生徒数に占める割合がわかると良いと思います。</p>
学校教育課長	<p>諸輪小学校で発生した事故について、発生日は12月14日です。現在行っている諸輪小学校の屋上防水工事で、貼り付けるために横1m高さ70cmにカットした3枚の防水シートが風にあおられて校舎下に落ち、そのうち1枚が校舎下にいた児童1名の足に当たりました。学校からの連絡を受け、当日保護者に謝罪しました。施工業者が全面的に責任をもって対応します。被害にあった児童は、病院を受診し、打撲ということでレントゲンを取り、湿布薬を処方されました。児童の様子ですが、当日は痛みを訴えていませんでしたが、翌日は痛みを訴えていましたので、毎日、状況の聞き取りを行うようにしています。なお、昨日の時点では、痛みなどはないとのことでした。</p>
参事	<p>スクールソーシャルワーカーについて、3名になりましたので、それぞれ中学校校区単位で担当できるようになりました。子どもからの相談も、保護者からの相談も増えました。相談内容も、全般的に増えています。</p>
学校教育課長	<p>要保護・準要保護の報告は、次回から変更いたします。</p>
委員	<p>諸輪小学校で事故を起こしたことについて、業者に対してどのような処置をするのですか。</p>
学校教育課長	<p>今後検討します。なお、業者には、再発防止策を提出するよう指示をしています。</p>
委員	<p>一般的の企業では、受注者責任のほかに、発注者責任も問われるので、しっかりとした対応をお願いします。</p>
委員	<p>ワクチン請願については、どのように扱えば良いのですか。そもそも、学校で接種を推奨しているのですか。</p>
学校教育課長	<p>学校では推奨していませんので、この請願を受けて何か対応することはありません。このような請願が提出されたということだけ承知していただければ結構です。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第52号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料9ページをお願いします。 議案第52号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与</p>

	<p>すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <p>1 主催者 一般財団法人 言語交流研究所ヒッポファミリークラブ</p> <p>2 事業名 教育講演会「7カ国語で話そう。」</p> <p>3 実施日 令和5年2月4日(土)、8日(水)、12日(日)</p> <p>4 会場 日進市民会館、東郷町いこまい館、オンライン開催</p> <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため、必要があるからであります。</p> <p>資料10ページをお願いします。</p> <p>今回の事業の趣旨は、多言語活動について、脳科学の観点から研究実験と実践から得た様々な事例をもとに講演するものです。</p> <p>参加対象者及び人数は一般地域住民80名（うち東郷町民20名）です。</p> <p>入場料は無料です。</p> <p>愛知県教育委員会の後援を受けており、東郷町、日進市、日進市教育委員会に後援申請中でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第52号について審議をお願いします。
委員	過去の後援実績はありますか。
委員	名古屋市で実施されていたことは知っています。
学校教育課長	東郷町では初めてです。
委員	このような良い取り組みは、ぜひ東郷町でも続けていただきたいと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第52号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第52号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第53号 町指定文化財の指定に係る諮問について、事務局の説明を求めます。
生涯学習課長	<p>資料29ページをご覧ください。</p> <p>下記物件を町指定文化財に指定するにあたり、文化財保護委員会に諮問するものです。</p> <p>種別 絵画</p> <p>名称及び員数</p> <p>(1) 当麻曼荼羅（たいままだら） 1幅</p> <p>(2) 不動明王像（ふどうみょうおうぞう） 1幅</p> <p>所在地 東郷町大字春木字屋敷3417番地</p> <p>所有者 祐福寺 檀家総代長 野々山裕二</p> <p>説明 この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第16条第1項第1号</p>

	<p>の規定に基づき、文化財保護委員会に諮問する必要があるからです。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>当麻曼荼羅は浄土信仰の根本経典である観無量寿経の趣旨を絵画化した一種で模写して製作されたものです。</p> <p>浄土宗の祐福寺は、この地方における中核寺院であり長享3年大御輪寺から譲り受けたものです。南北朝時代に作成されたと推定されており、広い地域で伝わってきたとともに尾張地域の当麻曼荼羅の作例として貴重な絵画であります。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>不動明王は密教の主要な階層の一つで、修行の障害となる悪魔や煩惱を撃ち払う力を持っているとされています。</p> <p>本像の特徴として、通常不動明王の左右に配するこどもたちを画面右側にまとめ、左側に不動明王の剣の化身である俱利伽羅龍を独立して描いていることです。</p> <p>本絵画は、あとから譲りうけたものではなく、古くから祐福寺に伝来したものと推測される異色の美術であり、祐福寺が、密教の験力で地域の平和がしつかり守られる、顕密寺院としての性格を持っていたことを示す絵画となっています。</p> <p>以上のことから、2幅の絵画は、祐福寺の歴史を物語る貴重な歴史資料であり、今後も大切に、長く保存されるべきであることから教育委員会から文化財保護委員会に諮問すべきであると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第53号について審議をお願いします。
委員	拝見したことがあります。相当古いものですので、将来的には修理が必要になるかもしれません。
生涯学習課長	数年前に、所有者である祐福寺が私費で修理をし、きれいな状態になっています。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第53号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第53号については、原案のとおり可決します。 12月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。